

- 入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況に関し、教育研究活動に関する情報の一層の公表を促進するため、下記の提言等を踏まえ、各大学等が公表すべき情報を法令上に追加する。
- (1)「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」（令和3年7月8日 大学入試のあり方に関する検討会議）
 - (2)「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月27日 教育未来創造会議）
 - (3)「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（令和5年12月22日 中央教育審議会大学分科会）
 - (4)「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」(令和6年3月26日 文部科学省)

公表事項	(1)入学者の選抜に関すること	(2)外国人留学生の数に関すること ※科目等履修生等を含む	(3)標準修業年限以内で修了した者の占める割合 その他学位授与の状況に関すること ※大学院のみ
備考 (通知において示す事項)	○「入学者の選抜に関すること」として、最低限下記の事項を想定： ・ 合否判定の方法や基準 ・ 合理的配慮の提供に関する対応方法（相談窓口、事前相談・申請方法、受験上の一般的な配慮例）（原則として公表する事項） 試験問題、解答・解答例や出題意図 ○その他、下記の事項について公表を推奨：（公表に努める事項） 入試区分ごとの受験者数/合格者数/入学者数、過去の年度の志願者数/受験者数/合格者数、多様な背景を有する者への支援制度 （大学の実情に応じて公表する事項） 多様な学生の実入学生状況（例：年齢、性別（学部ごと）、国籍等）	○「外国人留学生の数に関すること」として、最低限下記の事項を想定（※いずれも学校基本調査の調査事項に沿った内容を想定）： ・ 本科における外国人留学生の数 ・ 専攻科・別科における外国人留学生の数 ・ 科目等履修生等のうち外国人留学生の数 ○その他、下記の事項について公表を推奨： ・ 外国人留学生の入学者の数、卒業又は修了した者の数 ・ 外国人留学生の進学者数、就職者数 ・ 日本人の留学生の数	○「標準修業年限以内で修了した者の占める割合」：ある年度に入学した者のうち、標準修業年限以内で修了した者の割合 ○「その他学位授与の状況に関すること」として、最低限下記の事項を想定： ・ 標準修業年限以内で修了せずに退学した者の割合 ・ 標準修業年限以内で修了していない上記以外の者の割合（例：留学者、長期履修学生） ・ 学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合 ○その他、下記の事項について公表を推奨： ・ 標準修業年限以内で修了していない者について、修了していない原因 ・ 修了者の進路の全体状況（修了者を分母とする進路ごとの割合等） ・ 公表した数値の分析・解説

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）【改正後の条文イメージ】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一～三 （略）

四 **入学者の選抜に関すること**

五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに**外国人留学生の数に関すること**

六～十 （略）

2 （略）

3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。

一 **研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること**

二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準

4・5 （略）

【スケジュール】

令和6年7月19日 中央教育審議会大学分科会

7月下旬頃～ パブリックコメント

→その後、所要の手続を経た上で公布

令和7年4月1日 施行

(参考) 情報公表に関する主な現行規定

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関する事
 - 二 教育研究上の基本組織に関する事
 - 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関する事
 - 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 2 （略）
- 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。
- 4・5 （略）

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）（抄）

（法科大学院の教育課程等の公表）

第五条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一～五 （略）
- 六 その他文部科学省令で定める事項

○専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）（抄）

（法科大学院における情報の公表）

第二十条の七 連携法第五条第六号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関する事
- 二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合
- 三～七 （略）

関連政府文書

○「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」（令和３年７月８日 大学入試のあり方に関する検討会議）（抄）

第５章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

５．大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

（１）各大学の入試情報の公表

- ・ 第１章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。
- ・ このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

○「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和５年４月２７日 教育未来創造会議）（抄）

Ⅳ．具体的な方策

１．コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

（２）外国人留学生の受入れ方策

< 具体的取組 >

④適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化

- ・ 適切な在籍管理を行うための基準の策定、在籍管理非適正大学等の大学等名の公表、在留資格「留学」の付与停止、私学助成の厳格な対応、留学生数等の情報公開の強化等、適切な在籍管理の徹底・強化を図る。

３．教育の国際化の推進

（１）国内大学等の国際化

< 具体的取組 >

- ・ 留学生数等の情報公開の強化を図る。【再掲】。

○「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」（令和６年３月２６日 文部科学省）（抄）

６ 具体的取組

２．大学院改革と学生等への支援

（２）博士に必要な資質の明確化、大学院教育の情報公表

- ・ 博士課程修了後の進路状況、標準修業年限、標準修業年限内に修了した学生の割合、留年率、中途退学率などの教育情報の公表の促進を図るための、学校教育法施行規則改正の検討

関連政府文書

○「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（令和5年12月22日 中央教育審議会大学分科会）（抄）

IV. 具体的方策

2. 幅広いキャリアパスを念頭に置いた教育研究指導の強化に向けて

（1）教育課程・研究指導の質保証

- ……これらに留意しつつ、以下に掲げる教育課程・研究指導の質保証に向けた取組が必要である。
 - ・ 研究科別の標準修業年限とその実績（修了生の修業年数等）の公表

（中略）

3. 情報公表の促進

- 大学が学修成果や教育研究の成果に関する情報を積極的に公表し社会に対して説明責任を果たすことは、大学院教育改革を推進し、「社会に開かれた質保証」を実現していくために極めて重要であり、特に学生や大学院進学希望者に対して教育研究に関する情報を自発的・積極的に公表していくことが必要である。

大学院への進学は学生にとって追加的に時間的・金銭的な負担が発生するにもかかわらず、進学前の情報提供が不十分だったために進学後に学生が失望するというミスマッチが生じているという課題や、外部からの適切な評価を通じた教育研究の質の向上に向けた取組が十分に行われていないという課題も指摘されている。

- このため、各大学においては、例えば、

- ・ 各学位プログラムにおいて学位を取得するために要する平均年数
- ・ 各年度における大学院進学者の標準修業年限期間が満了した時点での修了者、在学者、退学者の数と割合（標準修業年限内に学位を取得していない者については、取得に至っていない原因ごとの数と割合）
- ・ 修了者の進路の全体状況（修了者を分母とする進路ごとの割合等）

などの情報の公表が求められる。

- 特に、厳格な成績評価や学位審査が行われていることを前提に、標準修業年限内に学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにするという大学院教育の質保証や大学院教育改革の観点から、研究科ごとや学位プログラムごとなどの単位で、進学率や就職率を含む修了後の進路状況、標準修業年限内に修了した学生の割合、留年率、中途退学率などの情報の公表を進めることは極めて重要である。

- なお、このことは人文科学・社会科学系に限らない。各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことは、大学院教育の質の向上という観点からも重要な意義がある。特に、海外の大学院進学や留学を視野に入れている学生にとっては、自大学の教育研究に関する情報が適切に公表されていることは重要である。

- 国は、各大学における情報公表の取組が進むよう、上記の事項について学校教育法施行規則第172条の2に追加することを含めて検討を進めるべきである。

公表の際には、単にこれらの情報を数値のみの形で公表するのではなく、コースワークと研究指導の在り方、留学の位置付けといった修業期間や成績評価に関連する情報や、積極的な進路変更の有無、退学の理由も踏まえつつ、その数字が何を意味し、なぜそのような結果になり、どのような情報と組み合わせで参照することが必要か、大学としてその数字をどう評価しており、今後どのようにその結果への対応を図る予定かなどの分析や解説を併せて説明することが期待される。